

議案第 3 号 公益社団法人北海道社会福祉士会定款の一部改正について

(提案理由)

- 1 会員の任意退会に際しての所定の手続きを行う規定の創設。
- 2 会費未納による会員資格の喪失について、現行、「(会費の) 支払い義務を 4 年以上履行しなかったとき。」を、2 年以上の未納者については納付が見込めないこと、また、会員管理事務が煩雑であることから、「会費を 2 年以上納入しなかったとき。」に改める。
以上により定款の一部を改正しようとするもの。

公益社団法人北海道社会福祉士会定款の一部改正に伴う新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
公益社団法人北海道社会福祉士会定款 2012 年 5 月 26 日総会議決 2014 年 3 月 22 日一部改正 2015 年 6 月 6 日一部改正 第 1 条～第 6 条 略 (経費の負担) 第 7 条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、会員は、総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。 (任意退会) 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。 <u>2 退会しようとする者は、所定の手続きを行うものとする。</u> 第 9 条 略	公益社団法人北海道社会福祉士会定款 2012 年 5 月 26 日総会議決 2014 年 3 月 22 日一部改正 第 1 条～第 6 条 略 (経費の負担) 第 7 条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、会員は、総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。 (任意退会) 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。 第 9 条 略

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員（第3号及び第4号に掲げる場合
にあっては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、
その資格を喪失する。

(1)～(4) 略

(5) 第7条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。

(6) 略

第11条～第48条 略

附 則

1 この改正定款は、2015年6月6日から施行する。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員（第3号及び第4号に掲げる場合
にあっては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、
その資格を喪失する。

(1)～(4) 略

(5) 第7条の支払義務を4年以上履行しなかったとき。

(6) 略

第11条～第48条 略